

各人の動向に依りて直ちに決定するべき事
の徒に紛争しおしむる事
人道に正義に地を拂ふに多し
該條に於て此の事業が目的の在りしに於て事
議

決議

- 一 解雇職工救済に解雇理由を明示する事
- 一 解雇者には勤続手当に於て其日以上の支給する事
- 一 解雇職工は帰郷旅費を支給し且上乗支給する事
- 一 製鐵株式會社神戶鐵工に解雇職工は配する事
- 一 慶應義塾に入社奨励を實行する事
- 一 若原製鐵株式會社に於て神戶鐵工を論議する事
- 一 若原製鐵株式會社に於て神戶鐵工を引受する事

存決議

川崎造船廠職工大會

大正十三年九月廿三日
一向海に於て賛同し拍手喝采演説起り口頭にて熱任陳言ありし
満場異議一致存可決せしむる事
小川某(神戶造船廠社長)
彼物方(一五三ノ職工)油ヲモリ取リて利得をテ所重ニ
兼リ善ク置テ世界ノ神ト自稱シ卑怯者似ル如キ奴ノ業ニ
所重ニ違甲ニテヒケリカヤセ(中止)

若原製鐵(一)神戶造船廠(一)神戶鐵工(一)

厚顔無恥ノ松方幸次郎ノ如ク川崎造船廠内閣ヲ設
明ニシテ此ノ勤惰者等ノ職責ヲ行ハシテ其儘力ヲ盡
シテ下級者ニ與ルニ彼等重役ノ人曰ク其儘力ヲ盡